

令和7年度第1回 三豊市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

日 時	令和7年8月21日(木)午後3時00分～
場 所	三豊市役所 危機管理センター301・302 会議室
出席者	[被保険者代表] 山本 江梨子 岡田 由美子 西谷 和子 多田 彰良 [医療代表] 藤田 啓 沼原 利彦 漆川 卓 多田 淳 香川 彰宏 [公益代表] 中野 正敬 岡崎 一江 森 敏明 [事務局関係職員] 健康課 豊田 和規 森 有紀子 安藤 貴子 五反田 知穂 税務課 竹安 基樹 眞砂 美由紀
欠席者	3名 [被保険者代表] 小野 茂樹 [公益代表] 前田 昭文 行燈 淳子
傍聴者	0名
会議次第	1.開会 2.会長あいさつ 3.部長あいさつ 4.職員紹介 5.報告事項 (1)令和6年度三豊市国民健康保険事業特別会計の決算について (2)三豊市国民健康保険における保健事業について (3)子ども・子育て支援納付金について 6.その他 7.閉会

会議概要	
1.開会	
健康課 豊田課長	失礼いたします。本日は大変お忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。 ご案内の時間が参りましたので、ただ今から「令和7年度 第1回 三豊市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」を開会いたします。 開会にあたりまして、皆様方にご了解いただきたいことがございます。 「三豊市付属機関等の会議の公開に関する指針」に基づき、本日の会議につきましては、原則公開とさせていただきます。また、会議資料、会議録等につきましても三豊市公式ホームページにて公開予定であることをご了解いただきたいと思います。 また、お手元の次第に沿って進めて参ります前に、委員の交代のご報告をさせていただきます。令和7年4月28日から、自治会連合会の役員改選により、公益を代表する委員として、森敏明さんに前任者の残任期間である令和9年3月31日まで委員をお願いし、ご了承いただいております。 森委員、よろしくお願いいたします。
森委員	失礼します。ただいまご紹介にありました森と申します。三豊市連合自治会の監事をしております。出身は山本町です。今後ともよろしくお願いいたします。
健康課 豊田課長	ありがとうございました。大変失礼ではございますが、委嘱状につきましては机の上に置かせていただいております。 なお本日は、委員定数15名のうち、12名のご出席をいただいております。三豊市の国民健康保険事業の運営に関する協議会規則・第5条の定めによりまして、会議が成立していることをご報告申し上げます。
2.会長あいさつ	
健康課 豊田課長	それでは、次第に沿って進めさせていただきます。 最初に中野会長より挨拶をお願いいたします。
中野会長	委員の皆さま、改めましてこんにちは。 皆様方におかれましては、大変ご多忙の中、本会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。皆様方のおかげで、国保事業が円滑に運営されていますことについて、心から感謝申し上げます。 さて、三豊市におきましても、厚労省から国保保険者の取り組みや成果に応じて交付金を配分してもらっていますが、その中の「保険者努力支援」分において、保険料の完全統一の目標年次を早めることにより、ポイントを上げるシステムが導入されようとしています。現在の香川県の目標年次は令和6年度の本会議で皆様方にお知らせしたとおり、令和18年となっています。 保険者におきましては、今後とも香川県の指導の下、全市町が協力して早期の取り組みにより、交付金の増額を獲得し、国保会計の安定化に結びつきますようご協力をお願い申し上げます。 本会議が、三豊市住民の健康管理に役立つ国民健康保険事業となるよう委員皆様方のご

	審議をお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
健康課 豊田課長	ありがとうございました。
3.健康福祉部長あいさつ	
健康課 豊田課長	失礼します。本来であれば健康福祉部長の田中が、皆さまにご挨拶をさせていただくところですが、本日、急な公務が入り、やむなく欠席させていただいております。 ご了承よろしくお願いいたします。
4.異動職員紹介	
健康課 豊田課長	つづきまして、4 月 1 日の人事異動により、新しく担当となった職員の紹介をさせていただきます。 税務課 課長補佐、竹安です。
税務課 竹安補佐	失礼いたします。税務課保険収納グループの竹安と申します。 どうぞよろしくお願いいたします。
健康課 豊田課長	健康課 課長補佐、森です。
健康課 森補佐	失礼いたします。健康課の森と申します。 どうぞよろしくお願いいたします。
健康課 豊田課長	どうぞ、よろしくお願いいたします。
5.報告事項	
健康課 豊田課長	それでは、次第 5、協議事項にうつります。 今後の進行につきましては、同協議会規則・第 3 条により、会長が議長となると定められておりますので、中野会長にお願いいたします。 また、同規則・第 7 条の規定によりまして、議事録署名委員 2 名の指名を会長よりお願いいたします。
中野議長	それでは、議長は私が務めさせていただきます。 協議に入ります前に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。西谷委員さんと森委員さんをお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、会議に入らせていただきます。 本日は、案件が 3 件となっております。 報告事項(1)、令和 6 年度三豊市国民健康保険事業特別会計の決算について事務局より説明をお願いいたします。

健康課 森補佐	失礼いたします。事務局をしております健康課の森です。着座にて失礼いたします。 令和 6 年度 三豊市国民健康保険事業・特別会計の決算について、報告いたします。お手元の資料の 3 ページをお開きください。 (1)一般状況です。 令和 6 年度末の三豊市の住民基本台帳世帯数は、2 万 6,422 世帯、人口は、6 万 93 人です。国保の世帯数は、7,398 世帯、被保険者数は、1 万 886 人となっており、人口の 18.1%を占めています。また、被保険者数は、令和 5 年度末から 723 人の減で前年度比、6.2%減となっています。 保険税の内訳は、医療分、後期高齢者支援分、介護分と分かれており、それぞれ、所得割、均等割、平等割があります。 出産育児一時金は、1 件当たり 50 万円、葬祭費は、1 件当たり 5 万円を支給しています。4 ページをご覧ください。 (2)歳入です。 令和 6 年度の決算額は、69 億 4,218 万 6,917 円となり、前年度比約 5.5%減となりました。国民健康保険税の税込総額は、11 億 1,677 万円あまりで、前年度比 5.6%減となりました。 国補助金の 2,277 万 7 千円は、社会保障・税番号制度システム整備に係る費用 947 万 8 千円と、国保システム標準化に向けたシステム整備に係る費用 1,329 万 9 千円が補助金として交付されたものです。 県支出金は、保険給付費等交付金として、約 50 億 2,269 万円が交付されました。 一般会計繰入金として、5 億 6,598 万円あまりを繰り入れました。この中の産前産後期間税免除の項目は、令和 5 年度から追加した項目で、令和 6 年 1 月の制度改正により、被保険者の産前産後期間における所得割保険税と均等割保険税の軽減制度による税込減少のため、一般会計から、約 33 万円を繰り入れたものです。 続きまして、資料の 5 ページをお開きください。 (3)歳出です。 決算額は、68 億 1,014 万 4,377 円となり、前年度比 4.7%減となっています。 総務費は、約 1 億 792 万円で、前年度比 36.9%増となっています。こちらは、主に国保標準化準拠システム対応によるシステム改修に係る費用、約 2,155 万円によるものです。 保険給付費総額は、49 億 648 万円余りとなり、前年度比 4.9%減でした。 国民健康保険事業費納付金は、15 億 9,573 万円余りで、前年度比 4.6%減です。 保健事業費は、約 8,192 万円で、特定健診・人間ドック委託料及び三豊市財田町国保高齢者保健福祉支援センターの運営事業費が主な支出となっております。 直診勘定繰出し金が、399 万 1 千円、財政調整基金として 1 億 1,140 万円を積み立てました。 その他の支出は、国保税還付が主なものであり、58.6%の減となっています。 保険税還付が大きく減少している要因としては、令和 5 年度は、国保被保険者が社会保険に加入したという情報がオンライン資格確認で確認できるようになり、世帯主からの国保喪失届がなくても、職権で国保の資格喪失ができるようになった初年度ということで、件数も多く、中
--------------------	--

	には複数年さかのぼって保険税還付が必要になるケースもありましたが、令和 6 年度からはそのようなケースがほとんどなくなっていることが考えられます。 令和 6 年度の収支差引額は、1 億 3,204 万 2,540 円となり、令和 7 年度へ繰越しました。 続いて 6 ページをお開きください。 (4)実質単年度収支です。 令和 6 年度は、4,330 万円あまりの黒字となりました。 (5)国民健康保険財政調整基金の状況です。 令和 6 年度末現在 4 億 1,289 万 5,783 円となっています。 (6)国民健康保険被保険者数の推移です。 年度平均の被保険者数は、ご覧のように年々減少しています。これは、前期高齢者が75歳を迎え後期高齢者医療保険制度に移行したことや令和 6 年 10 月から社会保険の適用対象範囲が令和 5 年度に続き拡大され、国民健康保険から社会保険への移行が進んだことが要因として考えられます。これらの影響により、今後も被保険者は減少すると見込まれます。 (7)保険給付の現状です。 令和 6 年度の保険給付費総額は 49 億 648 万円余りとなり、前年度比 4.9%減となっておりますが、一人当たりの保険給付費は増加傾向にあります。 続きまして、7 ページをお開きください。 ここからは、税務課竹安補佐より報告いたします。
税務課 竹安補佐	失礼いたします。税務課竹安です。説明については着座にて失礼いたします。 それでは、資料 7 ページをご覧ください。 「(8)令和 6 年度国民健康保険税調定収納状況」についてです。 医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせた現年分と滞納繰越分の合計額は、調定額が 13 億 3,347 万 326 円、収納額が 11 億 1,569 万 817 円、収納率 83.67%となっています。これは前年度に比べて、調定額が 5.4%減、額にして 7,575 万円 8,076 円、収納額が 5.6%減、額にして 6,674 万円 8,973 円、収納率で 0.24%減となっています。また、不能欠損額は 117 件、1,957 万 8,643 円で前年度比 11.2%増です。 調定額が約 5.4%減額となったことについては、団塊の世代の後期高齢者医療保険への移行や、2024 年 10 月から社会保険の加入条件の引き下げにより、国保から社保への移行が増えたことによるものです。 具体的には、社会保険適用対象となる事業所の従業員数要件が、101 人以上から 51 人以上へ義務的適用範囲が拡大されたことによるものです。 以上で税務課の説明を終わります。
健康課 森補佐	以上で、令和 6 年度三豊市国民健康保険事業特別会計の決算についての説明を終わります。
中野議長	只今の事務局からの説明について、ご質問・ご意見等ございませんか。

森委員	資料 6 ページの歳出の保険給付費、出産育児一時金について質問です。基本的には 1 件あたり 50 万円の支給ということで、令和 6 年度は 12 件分で計 600 万円の支給になると思うのですが、決算額が 1 万 2 千円程足りないのはなぜでしょうか。
中野議長	森委員さんありがとうございました。 それでは、事務局の方から回答をお願いします。
健康課 森補佐	失礼します。森委員さんの質問に回答させていただきます。 出産育児一時金は国保条例により 48 万 8 千円と定められております。しかし、国からの通知により、生まれたお子さんに脳性麻痺等の障害があった場合等は、産科医療補償制度に加入する病院で出産すると 1 万 2 千円上乘せとなるため、1 件あたり総額 50 万円の支給となります。令和 6 年度においては、産科医療補償制度適用外の医院での出産が 1 件あったということで、決算書に記載の金額となっております。
中野議長	他の委員さん、何か質問はありませんか。
多田委員	確認のため質問させていただきます。退職者医療制度は現在廃止となっているのでしょうか。廃止になっている場合、退職者における税の滞納繰越分が残っていること等から決算書の方に未だに記載があるのだと考えているのですが、こちらの認識でお間違えなかったでしょうか。 また、いつ頃から廃止となったのかも併せて教えてください。
中野議長	多田委員さんありがとうございました。 それでは、事務局の方から回答をお願いします。
税務課 竹安補佐	それでは、多田委員さんの質問に対して回答させていただきます。 退職者医療制度については、平成 27 年度で廃止となっています。また、決算書の方に何故記載されているかということにつきましては、多田委員さんのお見込みのとおりで、滞納繰越分の方に残りが残るため、未だに記載があるということです。
中野議長	ありがとうございました。他の委員さん、何かございませんか。 決算において、財政調整基金から繰入及び、法定外の繰入金もなく、安定した財政運営が行われているようです。税務課におかれましては、現在よく頑張ってくださいしておりますが、今後とも、収納率向上を目指し、早期の納付相談の実施、納付機会の拡大等々の取り組みをよろしく願いいたします。 では、(2)三豊市国民健康保険における保健事業について、事務局より説明をお願いいたします。

健康課 安藤補佐	健康課の安藤です。よろしくお願いいたします。説明については、着座にてご説明させていただきます。 はじめに、資料 2 三豊市国民健康保険における保健事業についてですが、訂正箇所がありますので、本日、机の上に置かせていただきました資料の方をご覧くださいますようお願いいたします。 冊子の資料につきましては、会議終了後事務局の者が差し替えさせていただきます。 それでは、資料 2 三豊市国民健康保険における保健事業についてご説明させていただきます。 9 ページをご覧ください。 【1】令和 6 年度三豊市健診・医療等地域の健康についてです。 1) 数値から医療費の実態ですが、1 か月にかかる医療費が約 4 億 2,531 万円、1 年間にかかる医療費が約 51 億 378 万円、これは令和 5 年度に比べてひと月で約 1,503 万円、1 年間で約 1 億 8,039 万円減少しております。 その下の 2) は、健診の受診者と未受診者における生活習慣病などの 1 人当たりの医療費を比較した表です。黄色の部分で比較しますと、健診受診者が 9,169 円、未受診者が 45,036 円となっており、健診受診者に対して未受診者の方に医療費が多くかかっており、自分自身が健康管理の意識を持つと、医療費の減少につながるのではないかと考えられます。 次に【2】生活習慣病予防と健康増進対策についてです。 まず住民検診の状況です。 (1) 特定健康診査・若年健康診査についてです。 特定健康診査は平成 20 年より 40 歳から 74 歳の人に、若年健康診査は 20 歳から 39 歳を対象に、三豊市国民健康保険データヘルス計画に基づき実施しています。 ①は特定健康診査受診率の推移の表です。 令和 2 年度にコロナウイルス感染症が拡大して以降、医療機関を主軸として健診に取り組んでおります。 法定報告が 10 月頃のため令和 6 年度は表記できていませんが、暫定 47.4%で、昨年策定したデータヘルス計画での目標の 46%を上回っています。令和 5 年度は 46.1%で、県内で 3 番目の受診率となっており、10 ページ②のグラフのピンクの部分が三豊市ですが、国や県の受診率より高くなっています。 ③は特定健康診査を受診した機関別の数ですのでご覧ください。 その下④は若年健康診査受診者数の推移です。 20 歳～39 歳以下の方の健診受診者の推移となっております。 生活習慣病の発症および重症化を予防するためには、望ましい生活習慣を身に付ける必要があります。その時期は早ければ早いほど効果的であり、また、年齢が 40 歳に達した際に、スムーズに特定健康診査の受診につながる効果も期待できると考えております。 令和 5 年度からは集団健診とみとよ市民病院での医療機関で実施しております。
---------------------	---

	11 ページをご覧ください。 (2)特定保健指導についてです。 ①特定保健指導の実施率の推移の表です。 特定保健指導につきましては、市の総合計画の重点目標にしており、特に利用率向上を目指しています。 昨年は、29.4%でしたが、令和 6 年度は特定健康診査同様法定報告が 10 月のため、表記はできておりませんが、暫定 37, 8%で増加しています。データヘルス計画の目標は 37%であり、やや上回っている状況です。 特定保健指導の利用率を上げるために、未利用者に対し、保健師や栄養士が電話や訪問で勧奨し、未利用者の約 7 割の人にアプローチし、そのうち約 23%の人の利用がありました。そのほか、集団検診の会場で直接対象者に声掛けをして利用を促したり、健康測定器を導入し行うイベント型の保健指導などを実施しました。 12 ページは、保健指導の内容の積極的支援と動機付け支援の二つに分けて区分した実施率になります。 13 ページからは重症化予防についてです。 重症化予防については、3 つの事業があり、香川県の糖尿病重症化予防プログラムに基づき、実施しております。 一つ目が、(1)糖尿病未受診者・治療中断者受診勧奨事業になります。 香川県国保データ分析システムによって、レセプト情報と特定健康診査の結果を突合し、個々の健診結果に合わせた治療の中断者を抽出します。そのリストから対象者に通知を 2 月と翌年度の 5 月の年 2 回行っています。令和 6 年度は、受診勧奨通知を発送した者のうち 37.5%が受診につながっています。レセプトは受診後 2 か月後に確認できるため現在暫定となっています。受診勧奨は郵送で案内し、その後受診の確認ができない人には電話や訪問で受診勧奨を実施しております。 2 つ目は慢性腎臓病重症化予防事業についてです。 特定健診の結果に含まれている、腎機能の指標のひとつである糸球体ろ過量 eGFR 値に基づいて、①受診勧奨と②保健指導を行っております。これも同じように国保データ分析システムから抽出して受診勧奨を行っております。受診勧奨や保健指導をすることにより慢性腎臓病の重症化を予防します。 ②の保健指導は、特定健康診査の結果から 6 月 11 月 2 月の 3 日ずつ行っております。令和6年度は個別の保健指導と講演会を合わせて 166 名の方に利用していただいております。個別保健指導は予約制ですが、早期に予約が埋まる状況となっており、欠席された場合でも後日連絡をし、希望者全員に保健指導を実施しております。 14 ページです。重症化予防 3 つ目の糖尿病性腎症重症化予防事業です。 三豊市データヘルス計画に基づき平成 28 年度から実施しております。糖尿病性腎症の重症化予防を目的に、特定健康診査の結果とレセプトの治療状況から候補者を特定します。主治医と候補者ともに同意が得られた者を対象に専門職より 6～12 か月間保健指導を行い、期間の終了後も正しい生活習慣が持続できるよう支援しています。個人の治療状況や性格などに
--	---

	合わせて専門職が定期的に長期間サポートをするという事業です。少しずつからでも生活改善に取り組むことができ、効果がある事業と考えています。 保健指導は 12 か月間で観音寺市と事業内容を統一して実施しております。 (4)の重複・頻回受診者及び重複多剤服薬者に対する訪問指導は、適正受診や適正服薬を促し、健康の保持増進及び医療費の適正化を図れるよう実施しています。 健診や保健指導など、本人自らの健康状態に関心を持ち、生活習慣の改善の必要性を理解した上で、生活改善に取り組むということを目指して実施しております。 以上、保健事業の報告をさせていただきました。
中野会長	ありがとうございました。それでは、只今の事務局からの説明について、ご質問・ご意見等ございませんか。 数多くの素晴らしい保健事業を実施しておりますが、今後とも更なる保健事業等を推進し、市民がどのように気を付ければよいか分からないという不安を払拭させるように指導し、市民一人ひとりが健康を意識し、自主的に健康増進、疾病予防に取り組めるように指導等を含めて行っていただきたいと思います。 それでは、(3)子ども・子育て支援納付金について、事務局より説明をお願いいたします。
健康課 森補佐	失礼します。事務局の森です。着座にて失礼いたします。 それでは資料に沿って説明いたします。資料の 15、16 ページをお開きください。 この資料は、今年の 7 月に開催された香川県市町国保広域化等連携会議、財政運営・保険料(税)作業部会での、子ども・子育て支援納付金についての県資料の抜粋になります。 初めに、子ども・子育て支援金制度について概要を説明します。 本制度は、少子化・人口減少対策として、令和 5 年 12 月 22 日閣議決定された「こども未来戦略」における「こども・子育て支援加速化プラン」に基づくもので、その後、子ども・子育て支援金制度の創設を内容に含む法律が、令和 6 年 6 月 12 日に成立しました。子育てを社会全体で支えるための制度として、全世代や企業から医療保険の保険料とあわせた支援金を財源に、子育て世帯への支援を行って、少子化に歯止めをかけ、日本の未来を支えていくという制度になります。 16 ページをご覧ください。 こども未来戦略の「加速化プラン」に基づく給付等の拡充内容については、ページ中ほどのオレンジ色の線で囲まれている部分に説明があります。 1 点目は、ライフステージを通じた経済的支援の強化として、児童手当の抜本的拡充及び妊婦のための支援給付の創設です。 2 点目は、全てのこども、子育て世帯への支援の拡充として、妊婦等包括相談支援事業の創設や乳幼児のための支援給付などです。 3 点目は、共働き・共育での推進として、出生後休業支援給付や育児時短就業給付などです。

	納付金が充当される事業としては、児童手当の抜本的拡充など、緑色の二重丸で示されている 6 件の事業になります。 この財源を確保するため、子ども・子育て支援納付金制度が令和 8 年度から創設され、令和 10 年度までに段階的に導入されることとなりました。 17 ページをお開きください。 子ども・子育て支援制度の納付金について、イメージ図が示されています。 医療保険者は被保険者や事業主から支援金を保険料と合わせて徴収し、支援納付金として国に納付するようになります。三豊市でも子ども・子育て支援金分を国保税に含めて集め、県を通じて国に納付することとなります。 中ほどの太線で囲まれている部分ですが、こども一人当たり平均の給付改善額として約 146 万円が見込まれております。 また、下段 3 の※印部分では、全加入者一人当たりの平均負担月額の見込みとして、令和 8 年度は 250 円、令和 9 年度は 350 円、令和 10 年度には 450 円と算出されています。 18 ページをご覧ください。 納付金の按分イメージが令和 10 年度の見込みとして示されております。 1 段目の、支援納付金の総額 1.3 兆円程度とあります。2 段目では、総額を後期高齢者とそれ以外の医療制度により按分しています。3 段目には、後期高齢者以外の 91.7%を、国保と被用者保険の加入者数により按分したものが示されております。国保は総額の 23%、約 3,000 億円程度を、各都道府県で 18 歳以上の被保険者数に応じて按分する、となっています。 19 ページをお開きください。 子ども・子育て支援金の、賦課・徴収についての基本的な方向性についてです。 低所得者に対する軽減措置や、18 歳以下の子ども世代の被保険者に対する 10 割軽減措置などについて方向性が示されています。 資料 20 ページから 21 ページは、子ども・子育て支援金制度についての概要となっています。 現段階では、支援金の賦課・徴収について具体的には示されておらず、国からの納付金算定のガイドラインや政令等の交付も秋以降に示される予定と説明がありました。 これから、国保広域化等連携会議の作業部会などで、県や他市町と協議をしながら、令和 8 年度に向けて納付金の算定方法等について検討を進めていくことになります。 以上で、子ども・子育て支援納付金についての説明を終わります。
中野議長	進捗状況でまた委員の皆様方にお知らせする、ということでもいいですね。 只今の事務局からの説明についてご質問・ご意見等ございませんか。 以上をもちまして、報告事項を終わります。
6.その他	
中野議長	それでは、その他に移ります。 折角の機会ですから、委員の皆様方、何かご質問・ご意見等ございませんか。
沼原委員	三豊市全体の人口構成、年齢構成、男女比は市のホームページ等で確認できるのでしょうか。

健康課 森補佐	ホームページの方で人口や世帯数を確認することはできます。男女別については出ておりますが、年齢別についての詳細については確認させていただきます。
健康課 豊田課長	沼原委員さんの質問についてですが、どこに該当の情報が載っているか、現在自由に閲覧できる状態であるかどうか等をこちらで確認するようにいたします。もしそういったものがなければ、該当の資料を委員さんにお送りし、ご対応させていただきたいと思います。
中野議長	それでは、そうのご配慮よろしく願いいたします。 委員の皆様方、他に何かございませんか。 事務局の方から、何かありませんか。
健康課 豊田課長	特にございません。
中野議長	では、皆さま、今回は 2 月の中旬に開催予定で決定次第、ご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。 それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。 皆さま、ありがとうございました。事務局にお返しします。
7.閉会	
健康課 豊田課長	失礼します。委員の皆さま、ご協議ありがとうございました。 以上をもちまして、「令和 7 年度 第 1 回 三豊市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」を閉会いたします。 本日はありがとうございました。 この後、冊子になっております資料につきまして、事務局の者が差し替えをさせていただきます。